

◎ 平成20年度における北杜市人事行政の運営等の状況について

1 任用等について

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
	総 務 企 画	134	127	-7	
	税 務	27	27	0	
	民 生	149	142	-7	
	衛 生	43	45	2	
	農 林 水 産	49	51	2	
	商 工	13	13	0	
	土 木	57	51	-6	
	小 計	477	461	-16	
特 別 行 政	教 育	115	114	-1	
	消 防			0	
	小 計	115	114	-1	
	普通会計計	592	575	-17	
公 営 企 業 等 会 社	病 院	152	156	4	
	水 道	18	17	-1	
	下 水 道	19	19	0	
	そ の 他	53	49	-4	
	小 計	242	241	-1	
	合 計	834	816	-18	
		[1000]	[1000]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	以上	
職員数(人)	0	20	48	97	123	94	73	95	117	91	56	2	816
構成比	0%	2%	6%	12%	15%	12%	9%	12%	14%	11%	7%	0%	100%

(3) 採用及び退職の状況 (平成20年度)

① 採用の状況

区 分	
試験採用	13人
選考採用	16人
再任用	
合計	29人

② 採用試験の状況

試験区分	採用予 定者数	申込 者数	一次試験 受験者数	一次試験 合格者数	最終合格 者数	一次試験日	2次試験日	最終合格発表日
行政事務(上級)	若干名	22	19	11	7	H20.8.31	10/9~10	H20.11.7
行政事務(初級)	若干名	4	4	2	2	H20.8.31	10/9~10	H20.11.7
土木(上級)	若干名	1	0	0	0	H20.8.31	10/9~10	H20.11.7
保育士	若干名	12	12	5	3	H20.8.31	10/9~10	H20.11.7
栄養士	若干名	7	4	3	0	H20.8.31	10/9~10	H20.11.7
看護師	10名程度	0	0	0	0	—	—	—
教育職	1名	6	6	4	1	H20.7.27	H20.9.14	H20.9.26

③退職の状況

職種	区分	定年	勸奨	普通	その他	合計
一般行政職			29	4		33
医療職		2		10		12
技能労務職		1	2			3
教育職				2	1	3
福祉職						

(注)「その他」には、死亡、任期満了などが含まれます。

(4)定員適正化計画の数値目標及び進捗率

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	△65人

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成18年度～22年度までの5ヶ年で全部門(一般行政、特別行政、公営企業等)において65人(削減率7.4%)の減員を図り、職員数を811人とする。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	区	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	減員		△ 20	△ 25	△ 16	△ 8	△ 10	△ 79	△ 54
	増員								
	差引		△ 20	△ 25	△ 16	△ 8	△ 10	△ 79 (146.3%)	△ 54
	職員数	522	502	477	461	453	443		468

(注) 1 計画期間は、18年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

特別行政	減員			△ 6	△ 1		△ 1	△ 8	△ 6
	増員		3					3	3
	差引		3	△ 6	△ 1		△ 1	△ 5 (166.7%)	△ 3
	職員数	118	121	115	114	114	113		115
公営企業等 計	減員				△ 5	△ 1	△ 1	△ 7	△ 9
	増員		1	5	4			10	1
	差引		1	5	△ 1	△ 1	△ 1	3 (-37.5%)	△ 8
	職員数	236	237	242	241	240	239		228
計	減員		△ 20	△ 31	△ 22	△ 9	△ 12	△ 94	△ 69
	増員		4	5	4			13	4
	差引		△ 16	△ 26	△ 18	△ 9	△ 12	△ 81 (124.6%)	△ 65
	職員数	876	860	834	816	807	795		811

2 給与について

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の 人件費率
		千円	千円	千円	%	%
20年度	21,331 49,280人	29,603,469	897,667	4,693,251	15.9	16.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	556	2,111,994	328,416	881,370	3,321,780	5,974	—

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は当初予算に計上された数である。
3 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

平成20年度	平成19年度
93.9	93.7

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.6 歳	311,300 円	351,318 円
技能労務職	51.0 歳	253,800 円	276,005 円
教育職	39.3 歳	336,200 円	390,866 円

(5) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	学歴	決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円
	中学卒	129,200 円
教育職	大学卒	199,700 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額・平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,400 円	323,300 円	357,300 円
	高校卒	220,100 円	264,100 円	311,800 円
技能労務職	高校卒	203,100 円	234,500 円	258,700 円
教育職	大学卒	326,700 円	341,000 円	403,300 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	(参考)1年前の構成比
7級	部長、支所長	21 人	4.8 %	4.2 %
6級	部長、支所長、課長	60 人	13.6 %	13.2 %
5級	課長、主幹	56 人	12.7 %	11.4 %
4級	副主幹	67 人	15.2 %	18.5 %
3級	主査	127 人	28.7 %	26.4 %
2級	主任	79 人	17.9 %	19.8 %
1級	主事・技師	32 人	7.2 %	6.6 %

- (注) 1 北杜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 職員手当の状況 (平成20年4月1日現在)

① 期末勤勉手当の状況

1人当たり平均支給額(20年度)	1,476 千円
(20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%
・管理職加算	措置なし

② 退職手当の状況

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職3～30%	
1人当たり平均支給額	3,561 千円	25,537 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

③ 特殊勤務手当

区分		全職種	
支給実績(20年度決算)		88,978 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		649,473 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		16.8 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	税務部門職員他	市税の徴収	徴収額の1000分の5の範囲内
行路死亡人及び変死人処理手当	福祉部門職員他	死亡人の処置	1回3000円
保健衛生及び社会福祉業務従事手当	福祉・環境部門職員	野犬保護・精神病患者の護送	1回800円・500円
危険現場業務手当	建設部門職員	高所・深所監督及び検査	1回500円(夜間は700円)
用地交渉業務手当	建設部門職員	用地交渉他	1回500円(夜間は700円)
緊急業務手当	生活環境部門職員	水道補修	1回500円(夜間は700円)
夜間看護手当	市立病院職員	夜間勤務	1回7800円～2000円
夜間介護手当	老人保健施設職員	夜間介護	1回4400円
放射線取扱手当	市立病院職員	エックス線他被爆のおそれのある作業	日額250円
医師診療実験従事手当	医師	診療他	月額400000円～100000円
特殊自動車運転作業手当	市立病院職員	へき地巡回車等の運転	日額250円
防疫等作業手当	市立病院職員	感染症の予防・患者の診察等	日額250円
拘束手当	市立病院職員	救急患者の対応	日額500円～1500円
学校兼務手当	教職員	本務高以外の兼職	1時間あたり600円
教員特殊業務手当	教職員	引率、クラブ活動の従事	1日3200円～900円
教育業務連絡指導手当	教職員	連絡調整、助言	1日200円

④ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	87,927 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	360 千円
支給実績(19年度決算)	113,925 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	467 千円

(注) 支給額は、病院職員を含んだ額である。

⑤その他の手当

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)		
扶養手当	配偶者	13,000 円	同	-	83,392 千円	237,585 円	
	1人目 配偶者が扶養親族の場合	6,500 円					
		6,500 円					
	配偶者がいない場合	11,000 円					
		2人目					6,500 円
		3人目以上					6,500 円
16歳から22歳までの子1人につき	5,000 円						
住居手当	借家 支給限度額 27,000 円 持家 4,000 円	異	持家 (1)新築・購入5年間 2,500 円 (2)その他 1,000 円	48,253 千円	133,295 円		
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000 円 交通用具利用者 通勤距離に応じ 2,000 円～ 24,500 円	同	-	46,878 千円	67,940 円		
管理職手当	部長、支所長 7級3種 62,000 円 6級3種 58,200 円 課長 6級5種 41,600 円 5級5種 39,700 円 4級5種 37,000 円 院長 5級1種 105,400 円 副院長 4級2種 79,800 円 3級2種 74,500 円 医長 3級6種 41,100 円 2級6種 28,200 円 総看護師長 5級5種 39,500 円 看護師長 5級6種 31,600 円 4級6種 28,600 円 校長 4級2種 66,300 円 教頭 3級4種 51,200 円	-	-	59,782 千円	470,721 円		

(8) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 800,000 円
	副市長 630,000 円
報酬	議長 330,000 円
	副議長 300,000 円
	議員 280,000 円
期末手当	市長 (20年度支給割合) 4.45 月
	副市長
	議長 (20年度支給割合) 3.3 月
	副議長
	議員
退職手当	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.42 給料月額×在職月数×0.25 (支給時期) 在任期間ごと
	市長 副市長

(注) 市長、副市長の給料月額は、5%削減し、市長760,000円、副市長598,500円を支給している。

3 勤務時間等について

(1) 勤務時間の状況 (平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時30分	午後0時00分～午後1時00分

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 (各年1月1日～12月31日)

平成20年 平均使用日数	平成19年 平均使用日数
9.6日	9.5日

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成20年度)

	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数	うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	21	0	0	21	21	0	0
計	21	0	0	21	21	0	0
	18	0	0				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成20年新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成19年度か20年度にかけて引き続いている者の数。

(4) 介護休暇の取得状況 (平成20年度)

	介護休暇取得者数
男性職員	1
女性職員	1
計	2

4 分限及び懲戒について

(1) 処分事由別分限処分者数 (平成20年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0人	0人	0人		0人	
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0人	0人	0人		0人	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0人	0人	0人		0人	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0人	0人	0人		0人	
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0人	0人	0人		0人	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0人	0人	0人	0人	0人	
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	
法第28条第4項により失職した者						0人

(注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員である。

2 法とは地方公務員法をいう。

(2) 処分事由別懲戒処分者数 (平成20年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反 (法第29条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分がある。

5 服務について

(1) 服務規律の遵守に関する取組

取 組 内 容	職員への周知方法
厳正な服務規律の確保、公平・公正な職務執行、市民サービスの向上、公務能率の向上、飲酒運転の根絶	伝達及びグループウェアへの掲載
「職員倫理マニュアル」の制定により、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の防止	伝達及びグループウェアへの掲載

(2) 営利企業等の従事許可の状況

平成20年度	平成19年度
2	

6 研修について

(1) 研修実績 (平成20年度)

区 分	目 的	受講者数
階層研修 (必修研修)	階層又は年齢で区分された者に、公務員としてのあり方や姿勢、意識改革など、公務員としての自覚を促す。	195人
能力開発研修 (選択研修)	基礎研修 組織及び職場、職員が求める基礎的な能力の向上を図る。	99人
	専門研修 各種業務の専門的能力の向上を図る。	31人
支援研修 (選択研修)	研究活動 地域、組織、職員等で実施される自主研究や地域課題研究を支援し、地域等の課題解決と職員の政策形成能力の向上を図る。	2人
	職場研修 出張(委託)研修や指導者養成研修により、職場研修及び職員の能力開発活動を支援し、組織の活性化と職員の能力の向上を図る。	

7 勤務成績の評定の状況について

勤務成績の評定については、全職員を良好である職員として評定している。

また、職員の能力、実績、目標管理の評価を行う、新たな人事評価制度の導入に向けた準備を進めて

8 福祉及び利益の保護について

(1) 健康管理に関する取組状況 (平成20年度)

事業名	概要
健康診断	職員の健康と安全を確保するため、毎年度健康診断を実施
職員安全衛生委員会	職員の労働安全衛生の推進並びに健康障害の未然防止を図る。
看護師健康相談	専門職員(看護師)による相談 毎週3日(月曜日、水曜日、金曜日)午後2時～
職場巡視	
メンタルヘルス対策	

(2) 健康診断の実施状況 (平成20年度)

項目	検診項目	対象者数	受診者数	受診率
定期健康診断	問診、血圧、視力、聴力、尿検査、脂質、肝機能、代謝系、血液一般、心電図、胸部X線等		371人	
人間ドック			299人	
計		818人	670人	81.9%

(3) 互助会等が実施した福利厚生事業の状況 (平成20年度)

地方公務員法に基づき職員の福利厚生事業を行うため、福利厚生会を組織している。福利厚生会では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っており、職員が毎月支払う会費と市からの負担金で運営している。

① 互助会等の名称

・北杜市職員福利厚生会 ・しおかわ互助会 ・甲陽病院自治会

② 互助会等会員数

855人

③ 公費負担の状況 (平成20年度決算) 単位: 千円

首長部局	公営企業	合計	会費総額	会員一人当たりの公費の補助金額	事業内容
2,838	3,970	6,808	11,197	7,963円	人間ドック助成

9 公平委員会の業務の状況について

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし